

発 言 者	発 言 要 旨
井 上 委 員	<p>1 市町村との連携については、所在地であるさいたま市から自立生活支援員を派遣するといった話があった。武蔵浦和駅は近隣の戸田市など他市の住民も多く利用する駅であり、様々な市の人に使ってもらうためにも、この場所を設定していると思う。そのため、さいたま市以外の市町村との連携が今後の課題になる。当然まずはさいたま市ということになると思うが、今後どのように展開させていく考えなのか。</p> <p>2 今回の広報費の内訳は何か。駅への看板設置や案内表示なども考えているのか。</p>
就 業 支 援 課 長	<p>1 特区では、まず、さいたま市を中心に連携を進めることとし、その中で今後、他の市町村との連携を検討していきたい。県の生活相談員を配置し、さいたま市以外の住民からも相談を受け、内容をよく聴いて、各市にしっかりつないでいく。</p> <p>2 駅構内への看板・案内板設置のほか、広報誌によるPRなどを計画している。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
井 上 委 員	<p>1 計画の目標に「一人当たりの観光消費額の増加」があるが、現状の内訳はどうなっているのか。</p> <p>2 基本施策2「観光人材の育成と県民のおもてなし力の向上」には学校における郷土教育の推進が掲げられているが、教育局の現状の取組をどのように把握しているか。</p> <p>3 リーディングプロジェクト5として「産業観光テーマパーク推進プロジェクト」が掲げられているが、先日、刷新の会の会派視察で、バイオマスで有名な岡山県真庭市を訪問した際、各地からの行政視察を観光に組み込む取組を知った。受入れ、調整、当日のガイドなどを観光協会に委託して、1泊2日の行政視察を真庭市内で完結できるようにしていた。プロジェクトではこのような宿泊を伴うコース設定にも取り組むのか。</p>
観 光 課 長	<p>1 「一人当たりの観光消費額」は県の調査結果に国の調査結果を加味して算出している。県の調査結果では内訳は交通費27%、宿泊費5%、土産代17%、飲食費28%となっており、他県と比較して交通費が少なく、飲食費が多いという特徴がある。その他、土産代が少ないことも特徴で、3人に1人しか購入していないという結果になっている。</p> <p>2 計画策定に当たっては全庁体制の検討委員会を立ち上げ、ハード面の整備から人材育成まで取り上げており、教育局ともやり取りしている。郷土に関する学習は学習指導要領に基づき、学年ごとに行われていると聴いている。</p> <p>3 将来的には宿泊を伴うコース設定に結び付けたい。例えば、先日オープンしたグリコの工場を見学した後に県内を周遊し宿泊してもらおうことが考えられる。秩父市のみやのかわ商店街でも来訪者に宿泊してもらおう工夫をしている。このような取組を全県に広げていきたい。</p>
井 上 委 員	<p>1 計画の目標「一人当たりの観光消費額の増加」500円の内訳について、食事、土産、拝観料、レジャー、アクティビティなどいろいろ想定されるが、どの部分を増やそうという戦略はあるのか。</p> <p>2 学校における郷土学習について教育局から話を聞いたことがあ</p>

発 言 者	発 言 要 旨
井 上 委 員	<p>るが、カリキュラムが具体的でなく、学校に任されているようである。郷土学習を推進するのであれば教育局との一層の連携が必要だと思う。埼玉県には見せるものが様々あり、観光計画は教育局との連携が特徴となるような取組が必要と思うがどうか。</p> <p>3 行政視察は県内市町村でも受け入れている。これらを県がコーディネートすることにより県内を周遊してもらうことにつながるのではないかと。</p>
観 光 課 長	<p>1 観光客になるべく県内を周遊してもらうという意味では交通費の増加ということになる。土産物についても魅力を増し、PRすることによって消費を増やしていきたい。県内では土産物を買ってもらうという意識が低い気がするので、良いものを作る努力を促したい。</p> <p>2 観光づくりの取組は愛県心が大事であり、推進の原動力となると考えている。提案の趣旨は教育局に伝え、検討していきたい。</p> <p>3 行政視察も県内でお金を落としてもらえよう、県によるコーディネートを行っていきたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
井 上 委 員	<p>1 その他中小企業者に関する団体は、政治的色彩を帯びない中小企業の振興に寄与する団体に限定すべきではないか。</p> <p>2 商工団体の役割や責務を明確に規定する必要があると考えるがどうか。</p>
本 木 議 員	<p>1 特定の団体や組合に限定して列挙することになると、法的位置付けがある団体のみになってしまい、任意の団体が入らなくなってしまう。中小企業の振興発展に資する団体は幅広く入れる趣旨である。</p> <p>2 条例では中小企業に対する総合的施策の推進主体は県であり、市町村や商工団体はそれに協力するという位置付けである。これは10年前の条例制定時と変わっておらず、新たに責務を定めることは考えていない。</p>